

平成 27 年 10 月 13 日

組合員の皆様へ

兵庫県警察信用組合

「所在不明組合員に対する除名手続き」のお知らせ

この度、当組合は平成 27 年 6 月 22 日に開催いたしました第 60 回通常総代会におきまして、所属不明組合員を除名できるよう定款の一部変更を決議し、平成 27 年 8 月 7 日付で当該定款変更に関する監督官庁の認可を受けました。

これは、信用組合として適切な業務運営のために、長期間協同組合事業の利用がなく、長期間所在が不明な組合員に対し、除名することができるようにしたものです。

ただし、組合員を除名する際は、事前公告、除名通知、通常総代会での議決等の適切な手続きを踏んで行います。

具体的には、以下の 2 つの要件に該当した方が所在不明組合員として除名対象となります。

- ① 当組合に登録されている住所に当てて郵送した通知（出資配当・利用分量配当金計算書）が 5 回（同一事業年度で複数回の通知がなされた場合には、それらを併せて 1 回の通知とみなします。）以上継続して返戻された組合員の方
- ② 5 年以上継続して当組合の事業を利用されていない組合員の方（普通預金において、5 年以上継続して当組合の出資配当金や当該預金口座に入金されている預金の利息のみが記帳されている場合。ただし、定期預金を保有している場合は除きます。）

なお、住所変更の届出をしていただき、所在が確認できれば、除名の対象にはなりません。届出がお済みでない方は、当組合の窓口または下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

【お問い合わせ先】

兵庫県警察信用組合

総務課 078-351-7867

受付時間：午前 9 時～午後 5 時